

令和元年度

東京都多重債務問題対策協議会
相談部会と貸金業部会の合同開催

令和2年1月16日（木）

東京都消費生活総合センター17階 教室Ⅰ・Ⅱ

午後2時00分開会

○戸澤部会長 大変お待たせをいたしました。ただいまから、令和元年度の相談部会と貸金業部会の合同開催を始めさせていただきたいと思っております。

私は、相談部会長を務めております、東京都消費生活総合センター所長の戸澤でございます。本日の司会は、相談部会が務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、僭越ではございますけれども、相談部会長としまして一言御挨拶を申し上げます。

日ごろから委員の皆様方には大変お世話になっております。また、本日はお忙しいところを御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

平成19年8月に東京都多重債務問題対策協議会を立ち上げ、その後、平成24年度からは相談部会と貸金業部会を合同で開催するという機会を設けております。2つの部会の合同開催は、「クレジットカードの現金化」という大きな課題を契機としまして、関係各団体が一堂に会して情報交換していくことを目的に運営されてきました。クレジットカード現金化に係る相談件数は、都内全域で昨年度は16件、今年度は上半期で既に16件となっております。ピークとなった平成22年度は90件を超える相談がありまして、その後、年々減少傾向にありましたが、今年度に再び増加に転じたという点は注意していく必要があると考えております。

また、ヤミ金に係る相談につきましても、平成20年度まで約1,000件の相談が寄せられておりましたが、年々減少傾向にありまして、昨年度は都内全体で約230件となっております。

また、平成20年度以降、東京都と23区・26市・1町は、東京三弁護士会、東京司法書士会、日本司法支援センターなどの法律専門相談窓口等の御協力を得て、特別相談「多重債務110番」を9月と3月の年2回実施しております。今年度につきましても、昨年9月2日、3日に特別相談「多重債務110番」を実施いたしました。実施結果につきましては後ほど御報告をさせていただきます。「多重債務110番」の相談件数は年々減少傾向にありますが、多重債務に陥っている人々の中には、適切な相談機関に自分自身の力ではたどり着けない層も一定数存在していると思われます。「多重債務110番」は、どこに相談していいかわからず、藁にもすがる思いで相談する相談者にとって、今も存在意義があると考えております。

特別相談でない通常の相談におきましても、多重債務相談は、かつてほど相談件数は多くはありませんが、転職、事故、病気による入院、依存症などがきっかけとなって負債を抱え、生活困窮に陥ってしまうなど深刻な内容も多数ありまして、決して楽観視することは許されません。また、若年層に増えているサイドビジネス商法等により多重債務に陥った相談者には、消費者被害

の解決も同時に相談できるなど、消費者センターならではの利点もあると考えております。

こうした状況を踏まえまして、両部会が合同で情報交換をすることで、多重債務問題のより一層の解決が図れるものと考えております。今後とも貸金業部会の皆様方とも連携をより一層強化して取り組んでまいりたいと考えておりますので、御協力のほどよろしくをお願いをいたします。

私からは以上ですが、続きまして、貸金業部会の加藤金融部長にお願いしたいと思いますが、加藤金融部長は本日所用のため途中退室させていただくということでございます。

では、加藤部長、よろしく願いいたします。

○加藤部会長 私、貸金業部会長を務めさせていただいております、産業労働局金融部長の加藤でございます。私からも一言御挨拶申し上げます。

まず、皆様方には日ごろから、都の貸金業対策、ヤミ金融被害防止対策及び多重債務問題の解決・防止に向けました各種取り組みに御協力をいただいておりますことに、深く御礼を申し上げます。

貸金業部会では、ヤミ金融被害防止対策、多重債務問題の解決・防止に向けた普及・啓発活動としまして、毎年6月と11月に一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーンを行っております。今年度は、6月に繁華街で比較的貸金業者が集まっております場所でキャンペーンを行いまして、11月には多摩地域においては立川でキャンペーンを行いましたほか、区部では新橋で啓発活動を実施してございます。また、今年度から新たな取り組みといたしまして、大学生などの若年者や高齢者を対象にしまして、ローン、クレジットなどの基礎知識、ヤミ金融などの被害防止のため、私ども都の職員が講師として出向きます出前講座を開始いたしました。メンバーであります日本貸金業協会様とも連携をとらせていただきまして、大学や専門学校、高齢者団体などから多くの御依頼をいただきまして、講座を実施しているところでございます。さらに、貸金業の登録行政庁といたしまして、登録業者に対し、業務の適正化と資金需要者等のほうの観点から、法に基づき厳正な指導監督を行っております。

加えて、ファクタリングを装って違法な貸し付けを行った業者が逮捕されるなどの状況を踏まえまして、被害に遭いやすい都内中小企業約1万8000社に対しまして啓発のチラシを送付しましたほか、キャンペーンなどの機会を通じまして、啓発活動を行ったところでございます。

今後とも、悪質な貸金業者に対し、厳正な処分をもって臨むとともに、関係機関の皆様との緊密な連携のもと、ヤミ金融被害防止、多重債務問題の解決・防止に向けまして、資金需要者に対する普及啓発活動の充実を図ってまいります。

先ほど相談部会長からもございましたが、2つの部会が連携をとり合いまして、少しでも被害

者をなくしていくという活動に一層取り組んでまいりたいと思いますので、引き続き、よろしく
お願いいたします。

○戸澤部会長 どうもありがとうございました。

それでは、議事に入る前に、委員の皆様から所属と役職、お名前の御紹介をいただきたいと思
います。恐れ入りますけれども、東京弁護士会の宮村委員から警視庁の山内委員まで、お席の順
によりしくお願いしたいと思います。

○宮村委員 東京弁護士会の法律相談センター運営委員会の委員をしております宮村と申します。
よろしくお願いいたします。

○村上委員 東京司法書士会でただいま副会長をしております村上と申します。どうぞよろしく
お願いいたします。

○亀井委員 法テラス東京の副所長、亀井と申します。よろしくお願いいたします。

○杉山委員 日本クレジットカウンセリング協会専務理事を務めております杉山と申します。
よろしく申し上げます。

○橋本委員 八王子市消費生活センター所長の橋本と申します。どうぞよろしくお願いいたしま
す。

○山内委員 警視庁の金融犯罪対策室長の山内です。よろしく申し上げます。

○戸澤部会長 どうもありがとうございました。

なお、本日は、第一東京弁護士会の釜谷委員、第二東京弁護士会の寺谷委員、瑞穂町の長谷部
委員、全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会、川の手市民の会の中村委員、日本貸金業
協会の遠藤委員、東京都生活文化局消費生活部特別機動調査担当課長の岸委員は、所用のため御
欠席の連絡をいただいております。

また、警視庁組織犯罪対策部管理官の山下委員、足立区の吉田委員は、本日御欠席の連絡がご
ざいでしたが、山下委員にかわり渡部様に、また、吉田委員にかわり足立区消費者センター所長
の町田様に御出席いただいております。

警視庁の渡部様、足立区の町田所長、自己紹介をお願いいたします。

○渡部（和）氏 警視庁の組織犯罪対策部の渡部と申します。よろしく申し上げます。

○町田オブザーバー 足立区産業経済部産業政策課消費者センター所長をしております町田と申
します。本日はオブザーバーとして参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

○戸澤部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、東京都側の出席者を紹介したいと思います。

福祉保健局の渡部委員から白石委員まで、お席の順によりしくお願いいたします。

○渡部（裕）委員 東京都福祉保健局生活福祉部の地域福祉課長、渡部でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○小野委員 産業労働局金融部貸金業対策課長の小野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○百瀬委員 消費生活総合センター相談課長の百瀬でございます。よろしく申し上げます。

○白石委員 生活文化局消費生活部企画調整課長をしております白石でございます。よろしく申し上げます。

○戸澤部会長 本日は、産業労働局、福祉保健局、生活文化局からそれぞれオブザーバー参加がありますので、自己紹介をお願いしたいと思います。では、井上オブザーバーからお願いいたします。

○井上オブザーバー 産業労働局金融部貸金業対策課の特別検査担当課長をやっております井上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○宮川オブザーバー 福祉保健局保健政策部健康推進事業調整担当課長の宮川です。よろしくお願いいたします。

○西尾オブザーバー 生活文化局消費生活総合センター消費生活専門課長の西尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○戸澤部会長 それでは、議事に入りたいと思います。

こちらの合同開催の進行につきましては、先ほど申し上げましたとおり、今回は相談部会のほうで務めますので、これより私、相談部会長が議事進行をいたします。本日の会議は15時半終了の予定となっておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

まず、相談課長から本日の配付資料の確認をお願いいたします。

○百瀬委員 それでは、私から、お手元の資料について確認させていただきます。

まず、会議次第、相談部会出席者名簿、貸金業部会出席者名簿、座席表。

資料1「多重債務に関する相談状況」。

資料2「東京モデルの実施状況」。

資料3「特別相談『多重債務110番』の実施結果について」。

資料4「都における貸金業対策」。

資料5「都における啓発宣伝活動～ヤミ金融被害防止のためのキャンペーンの実施～」。

資料6「法テラス東京 業務実績」。

参考資料として八王子市からいただきました「八王子市消費生活フェスティバル 考えてみよう！未来をつくるあなたの選択」というチラシです。

案でございますが、3月に実施する無料特別相談「多重債務110番」の実施チラシの原稿案を配付しております。

お席のほうに、先ほど貸金業部会長より御紹介がありました貸金業に関する出前講座とファクタリングに関する資料についてもお配りしております。

資料は以上となります。もし不足の場合などがございましたら、事務局にお願いいたします。

○戸澤部会長 よろしいですかね。それでは、お手元の会議次第に従いまして、会議を進めてまいります。

まず初めに、消費生活総合センターからの報告です。では、相談課長、お願いします。

○百瀬委員 私からは、まず、資料1「多重債務に関する相談状況」について御説明いたします。資料1をご覧ください。

図-1に相談件数の推移がございまして、これは飯田橋の都センターの状況なのですが、平成22年、2010年6月18日の貸金業法改正の完全施行によって、それ以降、徐々に減ってきております。

下に移って、多重債務に関する相談なのですが、9月は件数が多いのですが、これは特別相談を実施しているため、件数が増えております。

表-1に移っていただきまして、契約当事者職業別としますと、相変わらず多いのは給与生活者でございまして、本年度上半期になりますと、家事従事者、専業主婦の方や学生、無職の方も増えております。

表-2に移っていただきまして、契約当事者の年代なのですが、50歳代の方が引き続き増えております。

次に、資料2「東京モデルの実施状況について」ですが、多重債務相談の件数は減ってきているのですが、これは全体の相談件数自体が減っているためかと思えます。この数字は後ほどご覧いただければと思います。

次に、資料3「特別相談『多重債務110番』の実施結果について」でございます。昨年、令和元年9月2日月曜日と3日火曜日の2日間、実施いたしました。多重債務に関する相談件数全体は186件となっております。相談者の平均年齢なのですが、53歳となっております。借入先で最も多いのが信販会社となっております。1人当たりの平均債務額は、1000万円を超える1025万円となっております。

具体的には、めくっていただきまして、参考のところでも特別相談で受け付けた相談概要をご覧ください。これは都内全域、各区市町村も含めたものなのですけれども、先ほどの都センターの受付状況と同じように、平成22年から徐々に下がってきておりまして、現在はこのようになっています。

裏をめくっていただきまして、実際の相談者の年齢の構成等がございまして、先ほど平均年齢53歳と申し上げたのですけれども、やはり50歳代が3割ぐらい入っております。3の借入先ですけれども、信販会社、消費者金融、銀行の順になっております。

4番目の債務状況ですけれども、平均額は1000万円を超えているのですが、最高債務額は1億720万円となっておりまして、これは住宅ローンが大きく影響しておりまして、金額全体を押し上げているという状況になっております。

なお、第2回の「多重債務110番」の実施についてなのですけれども、前回の相談部会で決定させていただきましたが、3月2日月曜日と3日火曜日に実施いたします。弁護士会、司法書士会、法テラスなどの関係機関の皆様、法律の専門家等の派遣をお願いしているところでございます。また、今回も特別相談当日にはカウンセラーを配置させていただいております。

110番の実施なのですけれども、今月末にプレス発表を予定しておりまして、その際、ホームページ、ツイッター、フェイスブックなどでも周知を行いたいと思っております。そして、広報東京都2月号に告知記事を掲載いたします。それにあわせて、同時に交通広告で地下鉄の大江戸線と新宿線に2月5日から3月3日まで広告いたします。

現在、チラシ・ポスター等の作成準備を進めておりまして、先ほど資料紹介いたしましたけれども、チラシの原稿をお手元に配付しておるところでございます。多重債務問題対策協議会関係機関の皆様には、ポスター・チラシ等を配付させていただきますので、実施につきましては、周知への御協力をよろしくお願いいたします。

また、本年2020年は夏にオリンピック・パラリンピックが開催されます。その関係もあるのですけれども、7月から9月まで開催期間中の交通渋滞の対策等に向けて、都もさまざまな取り組みをしております。例年9月に「多重債務110番」を実施しているのですけれども、広報物の搬入等がありますので、例年と同じ時期に開催することは難しいとも考えられます。それにつきましてはこれから実施について検討してまいりますので、今後、関係機関の皆様との調整が必要になるかもしれませんので、その際はどうぞよろしくお願いいたします。

以上となります。

○戸澤部会長 ただいま消費生活総合センターの百瀬委員から報告がありましたけれども、御質

問、御意見等がございましたら、御発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、産業労働局金融部貸金業対策課からの報告でございます。産業労働局金融部貸金業対策課長の小野委員から御説明のほど、お願いいたします。

○小野委員 それでは、資料に沿って御説明をさせていただきます。

資料4をごらんください。都における貸金業対策の状況ということで、1番目が東京都都知事登録業者数の推移、全国は下のほうに参考として掲載しております。ピーク時、平成14年の8%ぐらい、現在そういった形になっておりまして、ただ、ここ数年間は下げ幅が非常に減ってきておりまして、若干の減少傾向になっております。全国のほうも同様の減り方をしておりまして、ただ、全国のほうが14年当時に比べると約6%ということで、全国のほうが少し下げ幅が大きいところです。

ここでは6業者の減ということではあるのですが、実際この中では、新しい業者が登録して、古い業者が廃業してということで入れかわりがございます。

参考まで、今年度、32の新しい業者が12月まで登録しておりまして、38の業者が廃業しているということで、数的には若干の減ではあるのですが、中で入れかわりが続いているというところです。

その下、行政処分数の推移ということで、これまで26年以降の件数を掲載しておりますが、このところ数年間については登録取り消しに至る重い処分が減ってきております。元年のところで停止が3、改善命令が2ということで、前年同時期が10件でしたので、この件数は若干減っているところです。

その下、苦情・相談件数の推移ということで、元年度の数字は12月末日の値ということで、前年同時期と比べると8割ぐらいになっております。

苦情・相談は減ってきてはいるのですが、一方で、まだ1,000件を超える苦情・相談が私どもに寄せられているところです。

その下、貸金業者の資質向上に向けた取り組みということで、貸金業者については3年ごとに登録を更新していくという形になっておりまして、その更新時にあわせて業者に対して講習会を実施しております。年4回ということで、既に今年度についてはそのうちの3回を実施したところです。

実施内容ということで、下のほうに細かくあるのですが、トピックで申し上げますと、民法改正が来年4月以降で既にそういった意味では行われますので、その内容について改めて貸金業者

に周知したところです。

続きまして、資料5「都における啓発宣伝活動」をごらんください。先ほど部会長からも話があったところなのですが、私どもが行っているヤミ金融被害防止のためのキャンペーンの内容になります。

開催日時は、上期、下期ということで6月と11月にそれぞれ行っておりまして、上期のほうは貸金業者が集積している神田駅前グッズの配布を行いました。あわせて、その翌日に学生ローンが集積している高田馬場駅前、この2カ所でグッズ配布を行ったところです。

下期につきましては、「たちかわ楽市」という立川市の関連も含めてさまざまな団体が出てくる大きな市民祭りのようなものがあるのですが、そこに出展をしました。ちょうど中ほど、下期キャンペーンとありまして、そこではグッズの配布だけでなく、法律や家計の相談、金融被害防止セミナー、それと写真にもありますが、マスコットキャラクターによるステージイベントということで、神奈川県、千葉県のカラクターにも参加してもらって、ステージ上で一般都民の方にもクイズ形式で少し参加していただいたところです。この「たちかわ楽市」については非常に集客がありまして、主催者速報で11万人ということで、私どものブースにも多くの方に足を運んでいただいたところです。

その下は連絡会の開催ということで、担当者の準備の会議になっております。

裏をごらんください。先ほど部会長の挨拶の中にもありましたが、11月4日から9日、新橋駅前のSL広場でグッズの配布を行っております。

それから、出前講座ということで、これは今年度から始めたものでして、大学生、高齢者、そういった方々を対象にして、ローン、クレジットなどの基本的な知識、ヤミ金融を初めとした各種の金融トラブルの被害防止ということで、講師を派遣する出前講座を、きょうはいらっしゃっていないのですが、日本貸金業協会と連携して行ったところです。12月末現在、26団体で1,389人ということでセミナーを行っております。

参考としてチラシを1枚つけております。出前講座の御案内ということで、表がセミナーの内容になっておりまして、裏側が申込書になっております。下のところに写真がありまして、ちょうどこれは東京慈恵会医科大学でセミナーを行ったときの模様です。

その他の啓発宣伝事業ということで、幾つか細かいものを掲載しております。台東区消費生活展への出展。その次は、予定ではあるのですが、今週17日、あしたとあさって、新宿区消費生活展にブースを出して、一部セミナーも行う予定をしております。それから、千葉県主催のキャンペーンに参加。

最後のところで、偽装ファクタリングに関する注意喚起というのがございます。先ほどの挨拶の中でもありましたが、ちょうど9月にファクタリングを装った違法な貸し付けを行った業者が逮捕されたということで、そういったことも踏まえまして、1枚つけておりますチラシを私どものほうでつくったものです。表のほうにはポイント、裏のほうには事例ということで、こちらの事例については、警察による検挙事例、裁判の判例、そういったものを載せております。

ファクタリングについては、なかなか制度そのものが法制化されていないということもあるので、非常に実態の把握が難しいものになっております。ただ、その一方で、注意喚起を行う必要があるということで、こういったチラシをつくって私どものほうで注意喚起を図っているところ です。

雑駁ではありますが、資料の説明については以上になります。

○戸澤部会長 どうもありがとうございました。

途中ですけれども、委員の方がいらっしゃってございますので、紹介をさせていただきます。ちょうど今、いらっしゃいました、全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会の海老名委員でございます。

○海老名委員 遅れてしまって済みません。海老名と申します。よろしく申し上げます。

○戸澤部会長 あと、関東財務局の渡部委員でございます。

○渡部（覚）委員 渡部です。所用がありまして遅くなりまして申しわけございません。よろしくお願ひいたします。

○戸澤部会長 どうもありがとうございました。

ただいま小野委員から御報告がありましたけれども、御質問、御意見がございましたら、御発言のほど、お願ひをいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、次第の4番目になります、各団体・機関からの報告についてでございます。

日本司法支援センターの亀井委員、よろしくお願ひいたします。

○亀井委員 亀井です。いつもと同じ表で説明を申し上げます。

先ほど、都でも多重債務の相談案件が減りつつあるということでしたけれども、法テラスでも2019年度、まだ中途ですが、かなり多重債務相談は減っております。例年ですと、この一覧表の上のほうで30年度が出ておりまして、1万4321件の相談ですが、今年度は12月までで4,500件になっていますので、3月までいっても1万件は行かないのかなということで、減りつつあるというのが大体の推測になっております。それがいいことなのか、たどり着けない

のかというのは、よくわからないところでございます。

ただ、台風19号の被災者支援ということで、政令で地域を限定して、その地域の方については全員無料相談という仕組みを昨年10月からやっております。23区では特定の区というのは6つなのですけれども、世田谷区、板橋区、練馬区、豊島区、墨田区と北区ぐらいの住民については、被害状況とか関係なく全員が誰でも、有資力者でも、被災基因も全然関係なく何でもいいから無料相談をやりますよということの制度をつくっております。

では、いっぱいふえたかなというと、1割ぐらいが前の相談よりはふえたかなということで、そんなにはふえていないです。周知がうまくいっていないのですね。法テラスのホームページに載せた程度で、広報手段がないので、余り市民間にも知られていないというのがちょっと残念だなという感じがしております。

有資力者もいいということにしておりますが、では、有資力者が極端にふえているかということもそんなこともなくて、有資力者が5%ぐらいということですので、そんなには変わりがないという、そんなにふえたという実感があるわけではないので、これをもう少し御利用いただければありがたいなと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○戸澤部会長 どうもありがとうございました。

ただいま亀井委員から御報告がありましたけれども、御意見、御質問がございましたら、御発言をお願いいたします。

よろしいですかね。

本日の議事は以上でございますけれども、委員の皆様が一堂に会するせっかくの機会ですので、これまで御発言のなかった各団体・機関の委員の方から一言でも結構でございますので、御発言を頂戴したいと思います。特にない場合は、それはないということでも結構でございます。また、資料を配っていただいた団体もあろうかと思っておりますので、その団体の方には資料のほうの御説明もお願いをしたいと思います。あと、オブザーバーの方でももちろん何か御報告等がありましたら、お願いをしたいと思います。

それでは、また宮村委員のほうから時計の反対回りということでお願いしたいと思います。

○宮村委員 特段、最近になって何か変わったことがあるというようなお話ではないのですが、ここ最近で個人的に割と増えているなと思うのが、時効にかかった債権を請求してきて裁判まで起こしているというようなものが、もちろんそれは従前からある話ではありますが、割と多いなという印象があります。実際に法律相談をやっている、普通の大手の業者さんとか

でも、かなり昔の債権について訴訟がなされているというようなものが散見されるなどという印象がございます。

ファクタリング被害というのが先ほどからありましたけれども、そういったものも確かに増えているなどというのと、相談の場合にファクタリングという言葉自体が、本人自体が余りそういう認識がなくて、例えば借りている先は何になりますかと言って、債権者一覧表に書くときに、具体的な貸金業者さんのところのお名前は書いているのだけれども、そのファクタリング業者のことについて書かれていなくて、気づくのが大分後になるとか、そういった面がありますので、啓発というか、少なくともそういう認識があって、言ってみれば借りているような状態になっているというのが本人にわかるような形にしていく必要があるなどというふうに感じております。

以上です。

○戸澤部会長 ありがとうございます。

では、村上委員、お願いいたします。

○村上委員 私のほうからも特段ということはないのですけれども、ただ、司法書士会で毎回御報告しているとおり、多重債務に関する相談というのは減っている。かなり少ないという状況が続いております。その中で、貸金業部会との合同開催ということもあって、ちょっと一言、私の個人的な案件ではあるかもしれないのですけれども、ヤミ金融という業者という認識がない。要するに、知人あるいは友達という形で、もちろん知人とか友達に化体しているだけであって、要はヤミ金融なのです。ただ、知人からの借り入れだということで逃れようとするような案件があって、非常に債務整理の案件で受けた場合に、それは個性にもよるのでしょうかけれども、なかなかおびえておって、元暴力団であるとか、そのような反社会的勢力の人なのだということでおびえて、突然連絡がとれなくなって、私どもの業務の処理で、では終わってしまうのかということ、しばらく逃げていてまた来るみたいな、そんな場合もあって、必ずしも業者というだけではなくて、業者なのだけれども業者が化体して、本人は知人だということで、非常に高利な金額で搾り取られているというような事案がありましたので、御報告しておきたいなと思います。

それと、もう一点なのですが、可能であればというだけのことで、意見として申し上げておきたいのですけれども、相談部会のほうのきょう御提供の資料の中で、資料2の最後の表の債務状況のところでした、ここに記載されているものの中で、1億720万の住宅ローンというところが記載されておるのですけれども、可能であれば構わないのですが、住宅ローンは非常に金利が低いわけですし、多重債務の信販会社であるとか消費者金融等とはちょっと異質だと思うのです。なので、この表のほかに住宅ローンを除いた形で個別の具体的な債権額の平均値がわかると、

よりいいのではないかなと考えました。御検討いただければと思います。

以上です。

○戸澤部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、海老名委員、お願いいたします。

○海老名委員 12日も全国の打ち合わせというか会議がありまして、大阪でやったのですが、それぞれの団体から、やはり被害状況が高齢者の方の生活苦というか、切実な相談が増えています。同時に被害者の会としては、やはり相談に乗るほうも、僕もそうなのですが、今から15～16年前まではそれぞれ若かったのですが、相談に乗る方も高齢化になって苦労して、僕は世田谷区の中の雑草の会というのをやっているのですが、東京でも相談に乗る被害者の会が少なく、非常に苦労しています。

そういう中で、東京都のこういう対策会議をやっていただいて、全国的に非常に評価をされているということです。それは、一般社団法人生活サポート基金を中心にして丁寧に相談に乗っていただいているからだと思っています。その時に、地方自治体の方と総合的に寄り添うという言葉があるのですが、かなり寄り添っていただいて、相談に乗っていただき対応しているということです。

これもちょっと誤解しないしてほしいのですが、先ほども多重債務というのは何なのかという問題との関係ですが、設立した20年前ぐらいですが、借金だけの多重債務問題が中心だったと思います。ところが、途中から税金の多重債務、税金を払うと生活できない。払いたくてもということで、この問題を東京都の多重債務の委員会でもかなりいろいろ話し合わせ努力していただいて、特に延滞税の問題です。非常に緩くと言ったら語弊があるのですが、分納や免除していただいたり、役所の方もそういう点では実状を理解していただいて、大幅に改善する。そういうものが全国的に、僕も報告しているのですが、非常に評価がされているのかなということです。

もう一つは、新たな問題として、先ほども紹介があった代位弁済というものです。金融機関から借りるわけですが、その時に必ずと言っていいほど保証会社が入って、保証委託契約をさせられている。これが問題で、保証会社が金融機関に代位弁済した後にさらに債権回収会社に売ってしまう。それで法的な手続・競売などが行われています。僕もちょっと調べてみました。裁判所に行くと保証会社との金銭トラブルの事件が増えているのです。そういう状況で、改めて保証委託制度について何なのかということで、実は住宅ローンもほとんど、皆さんもそうでしょうけれども、住宅ローンで3000万なり4000万なり借りるときに、例えば三菱UFJから

借りるときにダイヤモンド保証だというので保証会社が入っていて、遅れたり、返済できないと保証会社が請求してくる。例えば部屋や住宅ローン・奨学金などを借りるときも、保証人ではなくほとんど保証会社が入ると。こういう問題についてほとんど規制がないので非常に問題がある。ここでの問題とは別なのですけれども、現実には被害者がその辺も非常に悩み、苦勞しているということです。

長くなりましてすみません。

○戸澤部会長 どうもありがとうございました。

では、続きまして、杉山委員、お願いいたします。

○杉山委員 私どものほうでは、多重債務のカウンセリングをやっているわけでございますが、12月末までの実績につきまして、昨年度の同期と比較しますとやはり減っているのですね。昨年度までは増加基調で来ていたのですけれども、今年度に入ってから4月から12月までの実績を見ますと、電話相談の件数も面接相談（カウンセリング）の件数もいずれも減少しているという事象が見られます。

月別に見ますと、（例えば電話相談は）8月、9月、10月あたりで結構へこんでいます。どうしてかというのはちょっとまだ分析が終わっていませんので、また判明しましたらご説明したいと思っております。

以上です。

○戸澤部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、橋本委員、お願いいたします。

○橋本委員 八王子の橋本でございます。

八王子のほうも全体的には多重債務の御相談は減っている現状でございます。平成30年度は消費生活相談、これは新規だけの件数ですけれども、5,124件ございまして、このうちの多重債務の相談件数は全体から見るとそんなに多くはございませんで、95件ありました。それで、30年度の12月までと31年度の12月までを比較してみますと、30年度のほうは77件です。31年度、先月の12月31日までだと61件ということで、77件が61件、同月比で減っているということから、ほかの方々の統計と同じような状況だなと思いました。

それと、既に皆様のお手元に事務局のほうからお配りいたしました黄色いチラシの御案内をさせていただきたいと思っております。来月8日に東京都の消費者月間協賛事業ということで、消費生活フェスティバルを開催する予定にしております。裏面にはいろいろなミニセミナーの御案内等、八王子の消費者団体あるいはFPさん、ファイナンシャルプランナーさんなどにも御協力いただ

きながら、ミニセミナーを開催したり、また、同時開催になりますけれども、東京都のほうから御紹介をいただきました、黄色いチラシの左端にも小さく書いてございますけれども、横浜国立大学の名誉教授の西村先生にお越しいただきまして、エシカルだとか、あるいは持続可能な社会等々の講演会を、こちらのほうは東京都さんと共催で講演会を予定しております。もしお時間がありますれば、ぜひお出かけいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○戸澤部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、渡部委員、お願いいたします。

○渡部（覚）委員 東京財務事務所でございます。

私ども東京財務事務所は、財務省の総合出先機関といたしまして、財務行政に関する広報相談、経済調査、国有財産に関する業務のほか、金融庁長官の委任を受けまして、金融機関の監督業務を行っております。ただいま申し上げました業務に関する広報相談の一環といたしまして、多重債務相談窓口を設けまして、相談内容に応じた適切なアドバイスやアフターフォローを行っているところでございます。

昨年4月から12月までの間で、私どもの相談窓口で受け付けた相談件数は154件ということで、今まで減少傾向にあるというような発表が続いていたかと思うのですが、前年同期比でプラス・マイナス・ゼロということでございます。相談者の年齢につきましては、60代以上の方が49件ということで全体の31.8%、続いて40歳代の方が32件で20.8%となっておりまして、高齢の方からの相談が大半を占めている状況でございます。

借入れのきっかけにつきましては、低収入・収入減というのが36件、23.4%です。あと、事業資金の補填ということで32件、20.8%となっております。また、借入れ金額につきましては、500万円以上が43件ということで27.9%となっている反面、100万円未満で相談に来られる方は32件ということで20.8%と続いておりまして、両極端な結果になっておるところでございます。

私どもの相談窓口を知っていただいたきっかけにつきましては、他部署・他機関からの紹介というのが55件、35.7%を占めており、それに続きまして、新聞、広報紙、チラシが47件、30.5%となっております。

引き続き、相談窓口の広報に努めるとともに、高齢者を含めた生活困窮者が集まる機関などとの連携を図りまして、多重債務に悩む方々を適切な先につなぐ取り組みを行ってまいりたいと思っております。

東京財務事務所からは以上です。

○戸澤部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、山内委員、お願いいたします。

○山内委員 私のほうからは、昨年検挙した事例を1件紹介したいと思います。昨年7月に私設私書箱を利用した貸金業法・出資法違反の事案を検挙しました。これにつきましては、勧誘については携帯電話で勧誘。元金金の支払いについては、新宿区内のアパートの一室に私設私書箱を開設している者に送らせて、それを受け取っていたという事案でございます。3年半の間に約2億円の利益を得ていたという事案でして、このポイントとしては、今まで全国的に見ても私設私書箱の経営者というのは共犯で検挙した事例がなくて、昨年初めて貸金業法等、ヤミ金の共犯として検挙した事例でございまして、こういった私設私書箱を開設している者、ヤミ金に加担している者について警鐘が鳴らせたと考えております。

引き続き、皆さんと連携してヤミ金等の事案の検挙に努めたいと思います。

以上です。

○戸澤部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、渡部様、お願いいたします。

○渡部（和）氏 特にありません。

以上です。

○戸澤部会長 オブザーバーの方、特に何かありますでしょうか。よろしいですか。

ただいま、各団体・機関から御報告をいただきましたけれども、御質問、御意見がございましたら、御発言のほど、お願いいたします。

よろしいですかね。

先ほど村上委員から東京都に対する要望というのでしょうか、住宅ローンのところをどうするかという話もありましたので、そこら辺は検討させていただければと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

本日は、皆様から大変貴重な報告をいただき、有意義な情報交換の機会となったように思います。引き続き、本協議会におきましても、皆様と連携しまして、こうした問題の理解を深めてまいりたいと考えてございます。本日はどうもありがとうございました。

事務局から何か連絡などはありますでしょうか。

○百瀬委員 それでは、私から、次回の合同会議の日程なのですが、改めて御連絡させていただく予定なのですが、ほぼ同時期というか、1月ぐらいというふうに頭の中に置いていただ

ければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○戸澤部会長 本日は、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、令和元年度の相談部会と貸金業部会の合同開催を閉会といたします。どうもありがとうございました。

午後2時56分閉会